

# 大阪観光大学

## 改善報告書

令和6年7月17日

1. 大学名：大阪観光大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条を踏まえ、学則第53条に規定する教授会の審議事項を改正するとともに、同条第7項(3)にある教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定めるよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

○学校教育法第93条を踏まえ、教授会について規定する学則第53条を改正した。また、同条第5項(3)(改正前同条第7項(3)に該当)にある教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項については、別途「学長裁定事項」として学長が定めるものとし、令和6年3月6日に開催された大学協議会において承認された。また、関係規程として大阪観光大学協議会規程を改正した。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目4-1の資料

- ・資料1 大阪観光大学 学則(令和6年3月23日改正)
- ・資料2 学校法人大阪観光大学 理事会 議事録(令和6年3月23日開催)
- ・資料3 令和5年度 第27回 大学協議会資料「大阪観光大学協議会規程新旧対照表」
- ・資料4 大阪観光大学協議会規程(令和6年3月23日改正)
- ・資料5 令和5年度 第27回 大学協議会議事録
- ・資料6 学長裁定事項(学則第53条第5項(3)に基づくもの)に関する申し合せ(令和6年3月23日)